

病院事業会計予算

令和4年度 橋本市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度橋本市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(病院)

(1) 病 床 数		300	床
(2) 年 間 患 者 数			
入 院		87,600	人
外 来		128,790	人
(3) 1 日 平 均 患 者 数			
入 院		240	人
外 来		530	人
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 医療機器等整備事業	事業費	389,000	千円
(ロ) 建物附属設備整備事業	事業費	50,000	千円

(訪問看護)

(1) 訪 問 看 護 事 業			
(イ) 月間利用者数		84.6	人
(ロ) 月間利用回数		621	回
(2) 居 宅 介 護 支 援 事 業			
(イ) 月間居宅サービス計画作成者数		41.7	人
(3) 主要な建設改良事業			
(イ) 医療機器等整備事業	事業費	1,379	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	7,314,771 千円
第1項 医業収益	6,477,669 千円
第2項 医業外収益	579,620 千円
第3項 訪問看護収益	72,548 千円
第4項 特別利益	184,934 千円

支 出	
第1款 病院事業費用	7,647,035 千円
第1項 医業費用	7,356,597 千円
第2項 医業外費用	205,216 千円
第3項 訪問看護費用	75,508 千円
第4項 特別損失	8,714 千円
第5項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額274,546千円は過年度分損益勘定留保資金274,546千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	757,038 千円
第1項 他会計負担金	314,485 千円
第2項 補助金	1,903 千円
第3項 企業債	439,000 千円
第4項 投資	1,650 千円

支 出	
第1款 資本的支出	1,031,584 千円
第1項 建設改良費	442,538 千円
第2項 投資	13,537 千円
第3項 企業債償還金	575,509 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法
病院事業	439,000千円	証書借入

利 率	償還の方法
3.5%以内	借入先の融通条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款病院事業費用のうち、第1項医業費用、第2項医業外費用、第3項訪問看護費用、第4項特別損失に係る項間の流用。
- (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項投資、第3項企業債償還金に係る項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | | |
|-----------|-----------|----|
| (1) 職員給与費 | 4,106,308 | 千円 |
| (2) 交際費 | 3,030 | 千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業運営のため一般会計及び国民健康保険特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は152,763千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、608,190千円と定める。

令和4年2月14日 提出

橋本市長

平木 哲朗